

# 公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 役員報酬に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規則において、役員とは理事及び監事をいう。

### (報酬の種類)

第3条 報酬は、固定報酬と執務報酬の2種とする。

### (報酬の額)

第4条 固定報酬は年俸制とし、限度額は別表のとおりとする。

- 執務報酬のうち、会議出席に関するものは1日当たり6,000円とし、県外執務に関するものは1日当たり8,000円とする。
- 執務報酬のうち、見積りに関するものは1時間以内3,000円とし、以後1時間ごとに3,000円とする。
- 役員に支給する報酬の額は、1項、2項、及び3項で定める額を限度として理事会の決議によって定める。ただし、監事の報酬については、監事の協議によって定める。

### (報酬の支給)

第5条 固定報酬は、前条4項により定められた額を支給する。

- 執務報酬は、理事会その他前条に規定した業務に出席の都度支払うものとする。
- 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (規則の改廃)

第6条 この規則は、社員総会の決議を得て改廃することができる。

### 附則

#### (施行期日)

この規則は、令和5年8月25日から施行する。

#### 別表

役員名	報酬額(年額)	摘要
理事長	600,000円以内	
副理事長	360,000円以内	
理事	120,000円以内	
監事	60,000円以内	